明治三十二年法律第十五号

第一条 ハ法務大臣ノ指定スル此等ノ出張所カ供託所トシテ之ヲ保管ス 法令ノ規定ニ依リテ供託スル金銭及ヒ有価証券ハ法務局若ハ地方法務局若ハ此等ノ支局又

第一条ノニ 供託所ニ於ケル事務ハ法務局若ハ地方法務局若ハ此等ノ支局又ハ此等ノ出張所ニ勤務 スル法務事務官ニシテ法務局又ハ地方法務局ノ長ノ指定シタル者カ供託官トシテ之ヲ取扱フ

第一条ノ三 供託官ノ処分ニ付テハ行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二章ノ規定ハ之ヲ適

第一条ノ四 法務局又ハ地方法務局ノ長ニ審査請求ヲ為スコトヲ得 供託官ノ処分ニ不服アル者又ハ供託官ノ不作為ニ係ル処分ノ申請ヲ為シタル者ハ監督

第一条ノ五 審査請求ハ供託官ヲ経由シテ之ヲ為スコトヲ要ス

第一条ノ六 係ル処分ヲ為スベキモノト認ムルトキハ相当ノ処分ヲ為シテ其旨ヲ審査請求人ニ通知スルコトヲ治一条ノ六 供託官ハ処分ニ付テノ審査請求ヲ理由アリト認ムルトキ又ハ審査請求ニ係ル不作為ニ

法務局又ハ地方法務局ノ長ニ送付スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テ監督法務局又ハ地方法務局ノ長供託官ハ前項ニ規定スル場合ヲ除クノ外意見ヲ付シ審査請求アリタル日ヨリ五日内ニ之ヲ監督 ニ送付スルモノトス ハ当該意見ヲ行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第十一条第二項ニ規定スル審理員

請求ニ係ル不作為ニ係ル処分ヲ為スベキモノト認ムルトキハ供託官ニ相当ノ処分ヲ命スルコトヲ 法務局又ハ地方法務局ノ長ハ処分ニ付テノ審査請求ヲ理由アリト認ムルトキ又ハ審査

ルトキハ供託官ニ当該申請ヲ却下スル処分ヲ命ズルコトヲ要ス 法務局又ハ地方法務局ノ長ハ審査請求ニ係ル不作為ニ係ル処分ノ申請ヲ却下スベキモノト認ム 5

年法律第十五号)第一条ノ六第二項に規定する意見の送付」ト、同法第三十条第一項中「弁明第五項中「処分庁等」トアルハ「審査庁」ト、「弁明書の提出」トアルハ「供託法(明治三十二 書」トアルハ「供託法第一条ノ六第二項の意見」トス 第一条ノ四ノ審査請求ニ関スル行政不服審査法ノ規定ノ適用ニ付テハ同法第二十九条 1

第一条/九 行政不服審查法第十三条、第十八条、第二十一条、第二十五条第二項乃至第七項、第 二十九条第一項乃至第四項、第三十一条、第三十七条、第四十五条第三項、第四十六条、第四十 ク)乃至第五項及ビ第五十二条ノ規定ハ第一条ノ四ノ審査請求ニ付テハ之ヲ適用セズ 七条、第四十九条第三項(審査請求ニ係ル不作為ガ違法又ハ不当ナル旨ノ宣言ニ係ル部分ヲ除

ニ添ヘテ之ヲ差出タスコトヲ要ス 供託所ニ供託ヲ為サント欲スル者ハ法務大臣カ定メタル書式ニ依リテ供託書ヲ作リ供託物 3

第三条 供託金ニハ法務省令ノ定ムル所ニ依リ利息ヲ付スルコトヲ要ス

配当金ヲ受取リ供託物ニ代ヘ又ハ其従トシテ之ヲ保管ス但保証金ニ代ヘテ有価証券ヲ供託シタル第四条(供託所ハ供託物ヲ受取ルヘキ者ノ請求ニ因リ供託ノ目的タル有価証券ノ償還金、利息又ハ 場合ニ於テハ供託者ハ其利息又ハ配当金ノ払渡ヲ請求スルコトヲ得

営業者又ハ銀行ヲ指定スルコトヲ得 法務大臣ハ法令ノ規定ニ依リテ供託スル金銭又ハ有価証券ニ非サル物品ヲ保管スヘキ倉庫 5

倉庫営業者又ハ銀行ハ其営業ノ部類ニ属スル物ニシテ其保管シ得へキ数量ニ限リ之ヲ保管スル

第六条 倉庫営業者又ハ銀行ニ供託ヲ為サント欲スル者ハ法務大臣カ定メタル書式ニ依リテ供託書

第七条 倉庫営業者又ハ銀行ハ第五条第一項ノ規定ニ依ル供託物ヲ受取ルヘキ者ニ対シー般ニ同種 ヲ作リ供託物ニ添ヘテ之ヲ交付スルコトヲ要ス

第八条 供託物ノ還付ヲ請求スル者ハ法務大臣ノ定ムル所ニ依リ其権利ヲ証明スルコトヲ要ス シタルコトヲ証明スルニ非サレハ供託物ヲ取戻スコトヲ得ス ノ物ニ付テ請求スル保管料ヲ請求スルコトヲ得 託者ハ民法第四百九十六条ノ規定ニ依レルコト、供託カ錯誤ニ出テシコト又ハ其原因カ消滅

> 書其他ノ公正ノ書面ニ依リ其給付アリタルコトヲ証明スルニ非サレハ供託物ヲ受取ルコトヲ得ス 供託物ヲ受取ルヘキ者カ反対給付ヲ為スヘキ場合ニ於テハ供託者ノ書面又ハ裁判、 供託者力供託物ヲ受取ル権利ヲ有セサル者ヲ指定シタルトキハ其供託ハ無効トス 公正

第十一条 本法ハ明治三十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十二条 スルコトヲ要ス 本法施行前ニ供託シタル金銭ニハ其施行ノ月ヨリ払渡請求ノ前月マテ第三条ノ利息ヲ 附

第十四条 第十三条 第四条、第八条及ヒ第十条ノ規定ハ本法施行前ニ供託シタル物ニモ亦之ヲ適用

第十五条 昭和五十七年四月一日ヨリ昭和六十六年三月三十一日マデノ間ノ利息ハ第三条ノ規第十四条 明治二十三年勅令第百四十五号供託規則ハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ廃止ス 拘ラズ之ヲ付セズ 定

則 (大正一〇年四月一二日法律第六九号)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行前為シタル供託ニ関シ必要ナル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

供託事務ヲ取扱ハシムルコトヲ得 供託所所在地外ニ於テハ法務総裁ハ当分ノ内其ノ適当ト認ムル銀行ヲシテ第一条ノ規定ニ依

(昭和二二年一二月一七日法律第一九五号) 抄

第十七条 この法律は、公布の後六十日を経過した日から、これを施行する。

附 則 (昭和二四年五月三一日法律第一三七号) 抄

この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

施行後でも、 従前の供託法第一条ノ三又は第一条ノ七第一項の規定によつてした抗告に関しては、 なお従前の例による。

附 則 (昭和二七年七月三一日法律第二六八号) 抄

この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。 則 (昭和三七年九月一五日法律第一六一号) 抄

2 施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた 効力を妨げない。 にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為その他この法律 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前

いても、同様とする。 提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等につ 「訴願等」という。)については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前 にされた訴願等の裁決、決定その他の処分(以下「裁決等」という。)又はこの法律の施行前に この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て (以 下

4 できることとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による* 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることが 不服申立てとみなす。

裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て

6 ことができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかつたものについて、 審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。 この法律の施行前にされた行政庁の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等をする この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 1政不服

(昭和三八年七月九日法律第一二六号) 抄

前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、

政令で定める。

9 8

商業登記法の施行の日 (昭和三十九年四月一日) から施行する

則 (昭和五六年一二月四日法律第九四号)

この法律は、公布の日から施行する。

(昭和六〇年三月三〇日法律第五号)

則

第

この法律は、公布の日から施行する。 (平成五年一一月一二日法律第八九号)

(施行期日) 抄

一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

第一条 この法律 (第二条及び第三条を除く。) は、平成十三年一月六日から施行する。 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (施行期日)

法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する 第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

則 (平成一六年六月九日法律第八四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、 行する。 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施

則 (平成二六年六月一三日法律第六九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政不服審査法 (経過措置の原則) (平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの法律の施行前に るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。 された行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係

(訴訟に関する経過措置)

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他 経過したものを含む。)の訴えの提起については、なお従前の例による。 合にあっては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を 服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場 起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが他の不 の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であって、当該不服申立てを提

2 この法律の規定による改正前の法律の規定(前条の規定によりなお従前の例によることとされ ることができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。 よる改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起す る場合を含む。)により異議申立てが提起された処分その他の行為であって、この法律の規定に

行前に提起されたものについては、なお従前の例による。 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであって、 この法律の施

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置 (罰